



御船町交番

福山東警察署 084-927-0110



令和7年全国地域安全運動

「『減らそう犯罪』地域安全運動月間」の実施

全国地域安全運動：令和7年10月11日（土）から10月20日（月）までの10日間

『減らそう犯罪』地域安全運動月間：令和7年10月1日（水）から10月31日（金）までの1か月間

特殊詐欺、SNS型詐欺の被害防止

- 電話でお金の話は詐欺です！
- SNSで投資話や結婚の話が出た場合は詐欺を疑いましょう。
- 警察はSNSで連絡したり、ビデオ通話をしたりすることはありません。

子供と女性の犯罪被害防止

- 暗い路地などでは、周囲に十分注意しながら通行しましょう。
- 歩行中のイヤホンの使用や歩きスマホはやめましょう。
- 「ながら見守り」で子供達の安全を守ろう！

鍵かけの習慣化の推進

- 車両を停めたらすぐ鍵かけ！外出時は必ず鍵かけ！



- 盗難が起こりにくいまちづくりを推進しましょう。



自転車の交通違反に対し反則通告制度 (青切符)を適用～令和8年4月1日から～

反則通告制度(青切符)とは・・

《主な違反と反則金額》

携帯電話使用（保持）	1万2千円
信号無視	6千円
通行区分違反（逆走等）	6千円
指定場所一時不停止	5千円
公安委員会遵守事項違反（傘さし運転等）	5千円
並進、二人乗り	3千円

道路交通法違反のうち、信号無視や指定場所一時不停止など比較的軽微であり、警察官が現認可能で定型的な違反を対象に、違反者が反則金を納めれば刑事罰を科さない制度です。

酒気帯び運転や酒酔い運転、あおりなどの妨害運転など悪質な違反は、従来通り、刑事罰の対象となる交通切符（赤切符）で対応します。

また、反則通告制度は 16歳以上の者を対象としております。